

委託契約書（案）

- 1 業務の名称 : 令和6年度ETC利用促進広報業務
- 2 履行期間 : 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 3 委託金額 : 金 ●●,●● 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、●●,●●円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 : 沖縄県財務規則第101条による。

上記の委託業務について、発注者と受託者は、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

受託者 住所

氏名

(総則)

第1条 受託者は、別添業務委託仕様書（以下「仕様書」）に基づき、上記の契約金額及び委託期間内で頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 受託者は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）2通（正1通、副1通）を契約締結の日より10日以内に発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務遂行体制
- (5) 経費積算内訳

2 受託者は、発注者の承認を得た実施計画書及び発注者の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画の変更)

第3条 発注者又は受託者の都合により実施計画の内容を変更するときは、事前に協議するものとする。

- 2 前項の協議が整った場合、受託者は速やかに委託業務実施計画変更申請書2通（正1通、副1通）を発注者に提出し、発注者は受託者に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ発注者が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、発注者の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。
- 4 受託者から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を受託者にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 発注者又は受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主たる部分の変更を行う必要が生じたとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、受託者が委託業務実施計画変更申請書2通（正1通、副1通）を原則として当初の委託期間の末日の14日前までに（前項第2号の変更にあっては、速やかに）発注者に提出し、発注者と変更契約を締結するものとする。ただし、第10条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更申請書の変更の理由が経費の項目のそれぞれについて20%を超えて流用しようとする場合は、発注者の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

(権利義務の譲渡)

第5条 受託者は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を

承継させようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

(再委託の制限)

第6条 受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受託者は、発注者が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 受託者は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を発注者に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。
ただし、発注者が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 受託者が再委託承認を受けた後、再委託内容等に変更が生じたときは、速やかに再委託変更承認申請書を発注者に提出するとともに、県の承認を受けなければならない。
- 6 受託者は、第4項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が発注者に損害を与えた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない
- 7 受託者が第1項から第5項に違反したときは、発注者は本契約を解除することができる。これにより受託者が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、発注者は賠償責任を負わないものとする。

(著作権の使用)

第7条 受託者は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(中間報告)

第8条 受託者は、発注者の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書2通(正1通、副1通)を作成し、発注者に提出しなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

- 第9条 受託者は、委託業務が完了したときは(第18条、第19条又は第20条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日)、委託期間の末日までに委託業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を2通(正1通及び副1通)を作成し、成果物を添付して発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の委託業務完了報告書等に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第10条 受託者は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただ

し、受託者は、経費内訳明細書に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて20%以内に限り、流用することができる。

(取得財産の管理等)

第11条 受託者が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産(土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。)の所有権は、受託者が検収又は竣工の検査をした時をもって発注者に帰属するものとし、同時に発注者は、発注者に帰属した所得財産を受託者が使用することを認める。受託者は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(取得財産等の弁償)

第12条 受託者は、取得財産又発注者から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産又は発注者から貸与された財産について補修、部品の取替、製造(以下、「復旧工事等」という。)を行うことにより、現状に回復しなければならない。ただし、発注者により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(著作権の譲渡等)

第13条 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を、受託者が検収又は竣工の検査をした時に発注者に無償で譲渡するものとする。同時に発注者は、発注者に帰属した著作物を受託者が使用することを認める。受託者は、著作物を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(帳簿等の整備)

第14条 受託者は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 受託者は、委託業務に要した経費を発注者が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書(相見積を含む。)、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳、タイムカード及び出張伝票等をいう。
- 4 第2項の支出内容を説明する書類とは、図面、カタログ、発注書、予定価格書、出庫伝票、製作設計費の内訳に関する書類、加工費の内訳に関する書類、光熱水料の内訳に関する書類、委託業務に従事する者毎の調査時間、調査内容及び図面記録等を記載した業務日誌及び労務費積算書等をいう。
- 5 第2項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度(発注者の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。)の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(検査)

第 15 条 発注者は、第 9 条に定める委託業務完了報告書及び経費使用明細書を受理したときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか委託調査の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、受託者に対し報告をさせ、又は受託者の事業所（受託者の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ）に職員を派遣し、当該委託調査に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 発注者は、第 1 項及び第 2 項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ受託者に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 4 受託者は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他発注者があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を発注者の指定する検査場所に受託者の負担で派遣するものとする。
- 5 発注者は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、発注者が指定する者を第 2 項の検査に立ち合わせるができるものとし、受託者はこれを受け入れるものとする。
- 6 発注者が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して 5 年間とする。

（額の確定）

第 16 条 発注者は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の結果、第 8 条及び第 9 条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した発注者が支払うべき額を「確定額」という。）、受託者に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれかの低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第 17 条 受託者は、前条第 1 項の通知を受けたときは、発注者が指定する証拠書類等の写しを添付した支払請求書により確定額を請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払請求書を提出することができ、発注者は、適当と認めるときこれを支払うことができる。
- 3 発注者は、第 1 項及び第 2 項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に、これを受託者に支払うものとする。
- 4 発注者は、前項の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受託者に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から発注者が受託者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（発注者の解除権）

第 18 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、

- 契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
 - (3) 受託者が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - (4) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき
 - (5) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 発注者は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、受託者に対し、損害賠償を請求することができる。

(受託者の解除権)

- 第19条 受託者は、発注者の責に帰すべき事由により発注者が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項により契約を解除した場合は、発注者に対し、損害賠償を請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第20条 受注者は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(第18条第1項第4号から第8号の規定に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第21条 受注者は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への

通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第 22 条 発注者、受託者いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、双方が協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第 23 条 発注者は、受託者が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、受託者に対して内部監査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認められる時は、受託者の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 発注者は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 発注者は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第 1 項から第 3 項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(個人情報取り扱い)

第 24 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 25 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

3 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

等

4 乙は、前三項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(危険負担等)

第 26 条 第 18 条の規定によって本契約が解除されたことにより、受託者が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、発注者はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

2 第 20 条の規定によって本契約が解除されたことにより、受託者が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、受託者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は、負担すべき額を受託者と協議して定め、受託者に支払うものとする。

(賠償責任)

第 27 条 発注者は、受託者の委託業務の実施に起因して生じた受託者の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 28 条 発注者及び受託者は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、この委託業務の成果を外部に発表しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第 29 条 発注者は、第 9 条の成果物の提出を受けたときから 1 年以内に限り、受託者の契約の不適合について、本件成果物の補修を求めることができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 30 条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第 17 条第 3 項の規定に基づく支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(存続条項)

第 31 条 発注者及び受託者は、委託期間が終了し、又は第 18 条、第 19 条若しくは第 20 条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

(1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの。

第 14 条第 5 項、第 15 条第 6 項

(2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第 5 条

(その他定めのない事項等の取扱)

第 32 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、双方が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うにあたっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、発注者の特定する作業場所において、個人情報を取扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第

三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の変換等)

第10 受注者は、この契約による業務を行うために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、発注者の承諾を得て再委託をした場合、受注者は発注者の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 受注者は、この契約による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、発注者の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。